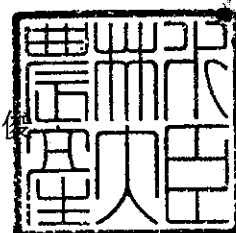




20消安第2469号
平成20年6月2日

食品安全委員会
委員長 見上 彪 殿

農林水産大臣 若林 正俊



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条第1項の規定に基づき、以下に掲げる動物用医薬品についての製造販売の承認をすること。

エプリノメクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫駆除剤
（エプリネックス トピカル）

- 2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品について再審査すること。

トビシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤
（水産用フジペニン40、水産用フジペニン20、水産用フジペニンP）

